

## 令和6年度 国見町監査計画

国見町監査基準第7条第1項の規定に基づき、令和6年度監査等年間計画を以下のとおり策定する。

### 1 監査等の基本方針

- (1) 行財政運営について、合规性や町民の視点に立ちながら「最小の経費で最大の効果を挙げているか」といった経済性、効率性、有効性の観点を踏まえて監査を行う。
- (2) 公正で合理的かつ能率的な行政運営を確保するため、違法又は不正の指摘に重点をおいた監査を行う。
- (3) 監査の実効性を確保するため、指摘事項等に対する改善状況を的確に把握し、是正、改善に努める。

### 2 監査等の種類、対象、実施予定時期等

#### (1) 財務監査（地方自治法第199条第1項）

ア 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行について、適切かつ効率的に行われているか、例月出納検査の結果をもとに、全課の事務事業から抽出し実施する。

イ この財務監査は、定期監査（地方自治法第199条第4項）又は随時監査（地方自治法第199条第5項）として実施する。

ウ 定期監査の実施予定時期は11月。

#### (2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

ア 事務の執行について、適切かつ効率的に行われているか、財務監査に併せて実施する。

イ 実施予定時期は11月。

#### (3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

ア 町が補助金等の財政的援助を行っている団体等の事務の執行及び所管課の当該団体に対する指導監督が適切に行われているか、財務監査に併せて実施する。

イ 実施予定時期は11月。

#### (4) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

ア 現金の出納事務について、毎月の計数が適正であるかを関係帳簿と照合するとともに

に、必要に応じて現金保管状況等を検査する。また、決算審査、定期監査等と関連して、歳出に関する伝票について抽出して検査を行う。

イ 実施予定時期は、毎月25日を基本。

(5) 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

ア 決算書等について、計数が適正なものとなっているか確認、分析するとともに、予算の執行、資金運用及び財務管理の状況について審査し、意見を付すものとする。

イ 実施予定時期は8月。

(6) 基金運用審査（地方自治法第241条第5項）

ア 基金の運用状況調書等の計数が適正なものとなっているかを確認するとともに、基金の運用がその目的に沿って、適正かつ効率的に行われているか、決算審査に併せて実施する。

イ 実施予定時期は8月。

(7) 健全化判断比率及び資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条1項、第22条第1項）

ア 一般会計等の健全化判断比率及び水道事業会計等の資金不足比率が基礎となる書類に基づき、適正に算定されているか、決算審査に併せて実施する。

イ 実施予定時期は8月。

(8) その他の監査等

ア (1)から(7)に掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求や要求があったとき、又は監査委員が必要があると認めるときは、法令に基づく監査を実施する。

### 3 監査等の実施体制

(1) 監査委員2人が担当し、職員1人が補助する。